

# 田川市地域生活支援事業

障害のある人が、それぞれの能力や適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、様々な事業を実施しています。

R01.8

事業名	内 容	対 象 者	利 用 者 負 担	備 考
意志疎通支援事業	外出の際に手話通訳を必要とする聴覚障害者等に対し手話通訳者を派遣します。	聴覚、言語機能、音声機能等の障害者	無料	
日常生活用具給付事業	日常生活を支援する用具の給付を行います。	身体障害者手帳所持者、難病患者等 (品目によって対象者は異なります)	生活保護世帯 無料	介護保険制度優先です。基準額超過分は自己負担となります。
日中一時支 援 事 業	障害者(児)の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な介護の休息のため、障害者(児)の日帰りの施設利用ができます。	障害者(児)	市民税非課税世帯 費用の5% 市民税課税世帯 費用の10%	
訪問入浴サービス	訪問入浴車を派遣し、自宅で入浴サービスが利用できます。	自宅・施設での入浴がどちらも困難な重度身体障害者(児)		
配食サービス	在宅の障害者に対する食生活の安定と安否確認のため配食サービスを実施しています。	調理等が困難な身体障害者手帳1級、2級所持者のみの世帯又はそれに準ずる世帯の人	1食あたりの弁当代400円 (実費負担)	
手話奉仕員養成研修	聴覚障害者等とコミュニケーションの向上を図るため手話の講習会(入門編・基礎編)を実施しています。	市内に在住又は勤務している18歳以上の人で聴覚障害者等との交流活動、市の広報活動の支援に熱意のある人	無料 (教材は実費負担)	
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などを行い、障害者の地域生活を支援します。また相談にも応じます。	主に精神障害者及びその家族	無料	地域活動支援センター「ゆう」で行っています。 田川市大字川宮1524-8 (電話46-2678)
移動支援事業	屋外の移動が困難な障害者(児)に対し外出のための支援を行います。			
	○ガイドヘルパーの派遣 (社会参加・余暇活動のための外出支援を行います)	・重度視覚障害者(児) ・知的障害者(児) ・全身性障害者(児)	生活保護世帯 無料 市民税非課税世帯 無料 市民税課税世帯 費用の10%	
	○移送サービス (田川市郡内の医療機関等への送迎を行います)	車椅子又は寝たきりの障害者	1回500円(月2回まで)	家族等の付添いが必要です。
点字・声の広報	点字や音声で作成した田川市の広報紙「広報たがわ」をお届けします。	視覚障害がある人	無料	
聴力言語・視覚障害者料理教室	同じ障害がある人やボランティアのみなさんと交流しながら季節の料理を学びます。 ○聴力言語障害者向け：毎月第2木曜日 ○視覚障害者向け：毎月第3木曜日	聴力言語障害、視覚障害がある人	1回200円	開催日の5日前までに参加申込が必要です。

事業名	内 容	対 象 者	助 成 額	備 考
福祉タクシー料金助成事業	在宅の重度障害者にタクシー又は福祉輸送車両等の料金の一部を助成します。	①身体障害者手帳1級、2級 ②療育手帳A判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級	利用券1枚につき500円 (受け取る月によって、配布枚数は異なります)	自動車税の減免を受けている人は除きます。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得にかかる費用の一部を助成します。 (免許取得後1か月以内に申請が必要です)	①②③のいずれにも当てはまる人 ①在宅の身体障害者で社会参加が見込まれる人 ②運転免許証に改造自動車使用等の条件が付されている人 ③市民税非課税世帯に属している人	10万円を上限とします。	
自動車改造助成事業	自らが所有し運転する自動車の改造費用の一部を助成します。	在宅の身体障害者で運転免許証に改造自動車使用等の条件が付されている人	10万円を上限とします。	所得制限があります。

名 称	電 話	開 所 時 間	相 談 方 法
地域活動支援センター・相談支援事業ゆう	0947-46-2678	月～金、土(隔週)8時30分～17時 祝日・お盆・年末年始はお休み	電話・来所・訪問等
田川市障害者相談	0947-45-1722	月～金8時30分～17時 祝日・年末年始はお休み	電話・来所・訪問等
身障なんでも相談	スマイルプラザ田川 0947-44-5757	第4日曜日 9時30分～12時30分	来所 (スマイルプラザ田川)
聴力言語障害生活相談	スマイルプラザ田川 0947-44-5757	第2・4水曜日 13時～16時	来所 (スマイルプラザ田川)

※詳しくは、お問い合わせください。

(お問い合わせ) 高齢障害課 障害者支援係 0947-85-7130

